

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

CPの印紙税軽減措置の拡充

Q: 平成10年度の改正では、CPに係る印紙税の軽減措置が拡大されたようですが、内容を教えてください。

A: 印紙税の軽減措置の適用対象に直接発行方式によるCPも含めることになりました。

【解説】

いわゆるコマース・ペーパー(CP)は、企業が短期の資金調達を行うために発行する無担保の約束手形です。

これまで、金融機関等が証券業務として取り扱えるCPの範囲については一定の基準が設けられ、また、流通業務として取り扱えるCPの範囲を金融機関等の買取り等を通じて発行される、いわゆる間接発行方式によるものに限定するなどのルールがあり、CPの印紙税の軽減措置についても、このルールを前提に規定されてきました。

しかし、規制緩和の一環で、金融機関等は平成10年4月以降、直接発行方式によるCPについても、流通業務として取り扱えることになりましたので、平成10年度の税制改正では、直接発行方式によるCPについても、印紙税の軽減措置の対象に含めることになりました。

なお、印紙税法上、約束手形にはその手形金額に応じ、200円から最高20万円までの税率による印紙税が課されることとなりますが、手形金額が1億円以上である等一定の要件を満たすCPについては、特例措置として手形金額にかかわらず、一通につき5千円の定額税率が適用されます。

